表第一項中第百五十四号を第百五十三号とし、第百五十五号から第百五十八号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十九号を削り、第百六十号を第百五十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

百五十九　佛山市南海加藤利食品有限公司の登録番号第四四〇〇／一五三四〇号の施設（中華人民共和国・広東省佛山市南海区獅山鎮松岡松夏工業園創業北路東塊所在）

百六十　佛山市金城速凍食品有限公司南海分公司の登録番号第四四〇〇／一八〇二一号の施設（中華人民共和国・広東省佛山市南海区羅村工業園六号所在）

表第一項中第百六十一号及び第百六十二号を削り、第百六十三号を第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十二　**濰坊鑫**都食品有限公司の登録番号第三七〇九ＡＦＰ〇〇九号の施設（中華人民共和国・山東省安丘市開発区香江路所在）

表第二項第一号中「スイフト・アルモール会社のロサリオ工場」を「ジェービーエス・アルゼンチン会社」に改め、同項第五号中「スイフト・アルモール会社」を「ジェービーエス・アルゼンチン会社」に改め、同項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十九号とし、第二十三号から第三十四号までを三号ずつ繰り上げ、第三十五号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　サイアム・プリザーブ・フーズ株式会社の登録番号第百三十七号の施設（タイ・ラーチャブリー県ポータラーム郡所在）

表第二項中第三十六号を第三十四号とし、第三十七号を第三十五号とし、第三十八号を第三十六号とし、同項第三十九号中「シーピー・米久株式会社」を「シーピーエフ・プレミアム・フーズ株式会社」に改め、同号を第三十七号とし、同項中第四十号を第三十八号とし、第四十一号から第四十七号までを二号ずつ繰り上げ、第四十八号を削り、第四十九号を第四十六号とし、第五十号を第四十七号とし、同項第五十一号中「北京神州摩奇食品飲料有限公司」を「北京二商摩奇食品有限公司」とし、同号を第四十八号とし、同項中第五十二号を第四十九号とし、第五十三号を第五十号とし、同項第五十四号中「天津金**鑫**食品有限公司」を「天津市東田食品加工有限責任公司」に、「西青区小南河村」を「津南区双橋河鎮欣旺路八号」に改め、同号を第五十一号とし、同項中第五十五号を第五十二号とし、第五十六号から第六十二号までを三号ずつ繰り上げ、第六十三号を第六十号とし、同項の次に次の一号を加える。

六十一　康保県百緑肉類有限責任公司第二加工厂の登録番号第一三〇〇／〇三一五二号の施設（中華人民共和国・河北省康保県城工業街百三十四号所在）

表第二項中第六十四号を削り、第六十五号を第六十二号とし、第六十六号を第六十三号とし、第六十七号を第六十四号とし、同項第六十八号中「河北食品進出口集団正定天洋冷凍食品厂」を「河北正隆食品場」に改め、同号を第六十五号とし、同項中第六十九号を第六十六号とし、第七十号を第六十七号とし、第七十一号を第六十八号とし、同項第七十二号中「瀋陽畜禽加工実業公司」を「瀋陽贏徳食品有限公司」に、「新城子区財落鎮大辛二村」を「陽北新区財落街道大辛二村」に改め、同号を第六十九号とし、同項中第七十三号を第七十号とし、第七十四号から第七十六号までを三号ずつ繰り上げ、第七十七号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五　遼寧孚興食品有限公司の登録番号第二一〇〇／〇三二〇三号の施設（中華人民共和国・遼寧省瀋陽輝山農業高新技術開発区聚農路三十号所在）

表第二項中第七十八号を第七十六号とし、第七十九号を削り、第八十号を第七十七号とし、第八十一号から第八十五号まで三号ずつ繰り上げ、第八十六号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　上海福喜食品有限公司の登録番号第三一〇〇／〇三〇三二号の施設（中華人民共和国・上海市嘉定区陳宝路五十八号馬陸工業城内所在）

表第二項中第八十七号を第八十五号とし、第八十八号を削り、第八十九号を第八十六号とし、第九十号から第九十四号までを三号ずつ繰り上げ、同項第九十五号中「揚州市経済開発区振興路一号」を「江蘇省揚州開発区**邗**江中路百三十五号」に改め、同号を第九十二号とし、同項第九十六号中「秋涛路百九十八号」を「余杭区崇賢鎮鴨蘭村」に改め、同号を第九十三号とし、同項第九十七号中「浙江斎山速凍厂」を「浙江銀河食品有限公司」に改め、同号を第九十四号とし、同項中第九十八号を第九十五号とし、第九十九号を第九十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十七　福建聖農食品有限公司熟食加工厂の登録番号第三五〇〇／〇三〇二三号の施設（中華人民共和国・福建省光澤県十里鋪所在）

表第二項中第百号を削り、第百一号を第九十八号とし、第百二号から第百十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項第百十七号中「烟台龍大食品有限公司龍栄工厂」を「烟台龍栄食品有限公司」に改め、同号を第百十四号とし、同項第百十八号中「烟台龍大食品有限公司第三工厂」を「山東豊龍食品有限公司」に改め、同号を第百十五号とし、同項中第百十九号を第百十六号とし、第百二十号から第百二十三号までを三号ずつ繰り上げ、第百二十四号を削り、第百二十五号を第百二十一号とし、第百二十六号から第百二十八号までを四号ずつ繰り上げ、第百二十九号を第百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十六　栄成神農食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三三八二号の施設（中華人民共和国・山東省栄成市俚島鎮南我島村所在）

表第二項中第百三十号を第百二十七号とし、第百三十一号を第百二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二十九　山東尽美食品有限公司熟制品車間の登録番号第三七〇〇／〇三四〇九号の施設（中華人民共和国・山東省諸城市密州路東首所在）

百三十　山東華誉集団食品加工厂の登録番号第三七〇〇／〇三四一二号の施設（中華人民共和国・山東省東営市広饒県花官郷政府駐地所在）

表第二項中第百三十二号を第百三十一号とし、第百三十四号を第百三十二号とし、第百三十五号を削り、第百三十六号を第百三十四号とし、第百三十七号を削り、第百三十八号を第百三十五号とし、第百三十九号から第百四十三号までを三号ずつ繰り上げ、第百四十四号を第百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十二　青島華盛楼食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇一六号の施設（中華人民共和国・山東省青島平度市南村鎮駐地所在）

表第二項中第百四十五号を第百四十三号とし、第百四十六号を第百四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十五　日照恒宝食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇八四号の施設（中華人民共和国・山東省莒県工業園区**濰**坊路所在）

表第二項中第百四十七号を第百四十六号とし、第百四十八号から第百五十一号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十二号を削り、第百五十三号を第百五十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百五十二　佛山市南海加藤利食品有限公司の登録番号第四四〇〇／一五三四〇号の施設（中華人民共和国・広東省佛山市南海区獅山鎮松岡松夏工業園創業北路東塊所在）

百五十三　佛山市金城速凍食品有限公司南海分公司の登録番号第四四〇〇／一八〇二一号の施設（中華人民共和国・広東省佛山市南海区羅村工業園六号所在）

表第二項中第百五十四号及び第百五十五号を削り、第百五十六号を第百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十五　**濰坊鑫**都食品有限公司の登録番号第三七〇九ＡＦＰ〇〇九号の施設（中華人民共和国・山東省安丘市開発区香江路所在）

○経済産業省告示第三百四十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

三の8の⑼中「みなみまぐろ統計証明書」を「みなみまぐろ漁獲証明書」に改める。

○経済産業省告示第三百四十九号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から上場商品指数の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があったので、同法第三百五十二条第八号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

経済産業大臣　直嶋　正行